



「イオンモール三光 チャリティーフリーマーケット」

【参加申込書】

「ハートフルマーケット(イオンモール三光 チャリティーフリーマーケット)」
ご出店いただいた方の参加料は、社会福祉団体へ寄付させていただきます。

■開催日時

2025年11月23日(日) 12時～14時30分

当日受付時間／**11時30分～12時**(12時以降の受付は不可です)

※当日、区画数の変更はご遠慮ください。

※募集区画数が30区画以下の場合中止とさせていただきます。

※雨天等中止の場合は前日13時以降、

[イオンモール三光ホームページ](#)および[イオンモールアプリ](#)にてご案内させていただきます。

※台風など悪天候が予想される場合はご案内日時より早めに HP にてご案内させていただきます。

*** 次回の開催予定 ***

2026年3/22(日)

■開催場所

「イオンモール三光」E駐車場(裏面参照)

■当日雨天等の問い合わせ先

当日、雨天等の場合は 0979-26-8450 (午前10時以降) にお問い合わせください
その際には申込番号をお伝えください

※**販売出来ない品**／飲食物、生鮮食品、植物、火器類などを使用する品、包丁や刃物等危険物、保健所の許可が必要な品、盗品、ポルノ品、偽装品(ブランド品等は保証書の無い物)、電化製品等の機械類、動物、昆虫類などの生き物、薬、化粧品等、金品類、チケット類、不当な価格の品等。

※ゲームソフト・PCソフト・CD、DVDなどは、購入者に販売者の氏名、連絡先等をお伝えください。

※上記販売品以外でも主催者が開催内容にそぐわないと判断した場合もお断りする場合があります。

※偽ブランド品であることを知りながら販売をする行為は、他人の商標を侵害する行為ですので商標法違反となります。

■開催会場■



【参加条件】

リサイクル品、手作り品、特産品などの販売、紹介を行われる個人または団体

※企業さま、営利団体さまの出店はお断りさせていただきます

※18歳未満の方は保護者の同意を得た方のみとします

【区画スペースと参加料】

□1区画／約2m×5m(駐車場約1台分)につき:500円(税込)

一度のお申し込みで、最大4区画までとさせていただきます。

※お釣りのないようお願いします。

※お申し込みはお一人(団体)さま、最大4区画までとさせていただきます。

※販売場所は当日の受付時に主催者が決定します。お知り合いで参加され並びの区画をご希望される場合は申し込み用紙に記入をお願いします。

※参加料は当日受付でお支払いください。

※開催当日に午前13時を過ぎて、降雨等で中止とした場合は参加料の返金は致しません。

【募集区画数】

定数になり次第受付を終了させていただきます。

【申込方法と申込先】

参加条件等をご確認いただき、『参加申込書』に必要事項をご記入のうえ、
お申込みください

※申込書等持参での申込の場合／「イオンモール三光」専門店2F「インフォメーション」

※FAXでの申込の場合／0979-43-2880（イオンモール三光・フリーマーケット係）

※FAXで申込み用紙を送信される場合は送信後に確認を行いますので、お電話(0979-26-8450)下さい。その後、お申込番号をお伝えしますので、メモをお取り下さい。確認のお電話を頂いて、お申し込みの完了となります。

午後6時より翌日午前10時まではお申込みの受付は出来ませんのでご了承ください。

※電話のみでの受付は一切致しておりません

※申込み後にキャンセルをされる場合には必ずイオンモール三光のフリーマーケット係までご連絡ください（参加日、お申込番号も併せてお伝えください）

【お問い合わせ先】 イオンモール三光

0979-26-8450

◆開催当日のお問い合わせ先

午前10時以降より、0979-26-8450へお願いします

【申し込み締切日】2025年 **11月14日（金）午後9時00分まで**

【主 催】 イオンモール三光 ※定数になり次第受付を終了させていただきます。

必ずお読みください！

当日について

【下記、注意事項を守られない場合は今後ご参加をお断りさせていただく場合があります】

■当日受付時間：11時30分～12時（受付時間は厳守をお願いします）

※受付時間を過ぎてお越しの場合は参加をお断りする場合があります

■当日受付場所：フリーマーケット会場内（別紙図面をご参照ください）

■当日受付方法：参加申込書控えと参加料をご持参ください。

※お釣りは無いようお願いします。

※お車は商品を降ろされた後、植栽の周りに移動してください

■開催当日13時を過ぎて降雨等で中止の場合は参加料の返金は致しません

■注意事項

- ①各自のゴミは全てお持ち帰りをお願いいたします。
- ②釣り銭、領収書などは各自でご準備ください（当日の両替は出来ません）
- ③商品の搬入は受付後に行ってください
- ④商品の搬入は11時50分までに終了してください
- ⑤商品の撤去は完売者以外の方は14時以降にお願いします
- ⑥商品の展示、販売は定められたスペース内をお願いいたします
- ⑦会場内にはテント、ワゴン売台、敷物などはありません、各自でご準備ください
（会場内には電気器具、火器類の使用はできません、但しラジカセなどの持ち込みは可能ですが電池などで作動し、他の出店者様のご迷惑にならない音量でお願いします
- ⑧販売価格については売り手、買い手で自由に交渉を行っていただきます
※販売に伴ってのトラブル等や事故につきまして主催者は一切関知致しません
- ⑨当日、他の参加者及びご来場のお客様などに著しくご迷惑をかける行動をとられたり、注意事項が守られない場合は開催時間中でも撤去していただく事があります。
- ⑩会場内は禁煙です。
- ⑪トラックなど大型車の乗り入れは出来ません。

■本紙でお預かりする個人情報のお取り扱いについて
下記内容にご同意のうえ、ご記入ください。

1. 事業者の名称 ：イオンモール株式会社 イオンモール三光
2. 管理者の職名・所属 ：イオンモール株式会社 管理本部長
 管理本部総務部個人情報お客さま窓口 TEL:043-212-6463
3. 個人情報の利用目的 ：本「ハートフルフリーマーケット」に関する景品の管理にのみに利用し、
 上記目的以外には利用いたしません。
4. 上記利用目的の範囲内において、お預かりした個人情報の一部を委託することがあります。
5. 本紙でお預かりする個人情報に関する開示等のご請求は、下記窓口でお受けします。
 イオンモール三光 TEL：0979-26-8450
6. 各項目のご記入は、ご本人の任意によるものですが、必要な項目をいただけない場合、
 サービスが適切な状態で提供できない場合があります。

.....切り取り.....

『イオンモール三光・ハートフルマーケット』
参加申込書・控え（参加者用）

NO, _____

お名前

様
区画

※太線枠内にご記入ください（当日受付時に必ずご持参ください）。

『イオンモール三光・ハートフルマーケット』

参加申込書・控え(主催者用)

No.

注意事項を了承のうえ申込みをします。FAX 後に必ずお電話をお願いいたします。

※太線枠内にご記入ください(2025月11月23日(日)開催分)

お申込み日	2025年 月 日	
お名前(必ずフリガナをお付けください)		年代
		代
ご住所		
申込スペース(希望区画数をご記入下さい。※最大4区画まで) 1区画(駐車場1台分)につき500円(税込み)		
区画		
連絡先 [ご自宅] TEL FAX		
メールアドレス @		
販売品目(出来るだけ詳しくお書きください／参加条件の「販売できない商品一覧」を再度ご覧ください)		
当日お越しになる車両台数	お隣のブースを希望される方がおられましたらお名前をお書きください	
台	様	

■18歳未満の方が参加される場合は下記、欄を保護者の方がご記入ください
お申込み後、保護者の方に確認をさせていただきます ※上記の者の参加を同意します

様	印
---	---

※ ご記入いただいた個人情報は「ハートフルマーケット」の申込み及びご連絡のみに使用させていただきます
連絡先: イオンモール(株) イオンモール三光 営業
〒871-0111 大分県中津市三光佐知1032
(Tel 0979-26-8450)(fax 0979-43-2880)

店頭一時使用賃貸借契約のご案内

契約条項

第1条（目的）

借主は、本場所を頭書（1）記載のとおり一時使用するためにAMから借り受けます。それ以外の目的に使用してはなりません。したがって、借主・AMは、借地借家法第26条ないし第37条の規定は適用されないことを相互に確認します。また、借主は、本契約を締結するにあたり、以下の各号のことにつき承認します。

- （1）本SCは、多くの借主により構成され、借主が個々独自に営業する場ではなく他の借主と共同して営業活動を行う場であり、借主の本場所、営業内容、業績などが他の借主の営業に密接につながりを持つものであること。従って、本SC全体の繁栄と信用および集客力の維持・向上は、借主共通の利益であり、借主の本場所は、恒久的に固定化されたものではなく、適宜変更される可能性があること。そして本SCは、有機的一体として営業・管理・運営されるべきものであり、借主は住居用の集合住宅とは異なった各種の制約に服するものであること。
- （2）本SCの顧客および従業員の安全は、他の何よりも優先されるべきものであり、この安全なSCを実現、維持することが責務であること。この安全に対する消費者等の意識の高まりに応えるべく、借主は自己の営業活動において安全性、消費者の商品に対する信用、信頼等に疑問が生じる場合、本SCおよび他の借主の信用に影響を及ぼすことから、正確な事実の把握、改善措置等を迅速・誠実に実施し、信用回復に努めるとともに、AMおよび主務官庁その他関係機関からの助言に誠実に対応すること。
- （3）地球環境への配慮、周辺環境との調和についても、これらを維持・向上させるよう努めること。
- （4）借主は、前3号の趣旨を理解し、AMが決定した本SCの営業・管理・運営方針に従い、地域社会の発展と本SCの繁栄のため全面的に協力し営業活動を行うこと。
- （5）AMは、単なる本場所の提供者に留まらず、営業・管理・運営に関する各種の情報を収集するほか、その情報に基づいて本SCの長期的な展望に立った、営業・管理・運営方針を企画立案、および決定をする立場にあること。

第2条（期間）

本契約の期間は、本契約締結日から頭書（2）記載の満了日までとし、契約期間の満了により本契約は終了し、更新がないものとします。また、一時使用開始日は頭書（2）記載のとおりとする。ただし、本契約期間中、AMが借主に解約を申し入れたときは、その申し入れの日より2日後に本契約は終了します。借主はこれに何ら異議を申し立てないものとし、AMに対し解約により生ずる損害の賠償を請求することができないものとします。

2. 第1条の目的に鑑み、借主は、本契約期間中、本契約を解除することはできません。
3. 借主は、一時使用開始日前までの間に本場所において什器・商品搬入等を行う場合、AMの指示に従うものとします。

第3条（使用料等）

使用料は500円（税込）/1区画、支払いは現金のみとし当日現地払いとする。

第4条（造作）

借主は、本場所に造作を備え付けることはできません。

第5条（譲渡転貸の禁止）

借主は、本契約に関する一切の権利を第三者に譲渡し、または、本場所を第三者に転貸してはなりません。

第6条（営業規則等）

借主は、AMが定める営業規則等の諸規則を遵守することを確約し、本場所の使用にあたってはAMの指示に従うものとします。

2. AMは、AMが定めた本SCにおける営業日・休業日、または営業時間等を変更し、もしくは臨時休業日を定めることができます。借主は、これを遵守し、その変更または臨時休業日を定めたために被った損害の補償、民法第611条第1項（貸借物の一部滅失等による賃料の減額）の適用はなく未使用分の使用料の返還等をAMに請求することができないものとします。

第7条（営業者としての責任）

- 借主は、本場所を頭書（1）記載のとおり一時使用するにあたり、販売する商品等（サービスを含みます。以下同じとします。）の品質、安全性等に万全の注意を払わなければなりません。
2. 借主は、第三者の保有する産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権）・肖像権・著作権等を侵害もしくは消費者契約法、不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法等各種関係法令に違反する商品等の表示・販売をしてはなりません。その他借主が営業を行うにあたり遵守すべき各種関係法令およびガイドラインにおいても違反してはなりません。
 3. 借主は、自己が販売した商品（販売方法含む）等につき、顧客等よりクレームの申出があった場合、あるいは商品等の瑕疵、欠陥により顧客等に損害が生じた場合には、速やかに書面をもってAMに報告するものとします。
 4. 前項の場合、借主は自己の費用と責任において顧客等に生じた損害を賠償することとし、AMに一切の負担をかけないものとします。万一、AMがその損害を賠償した場合は、直ちに借主はAMに対して償還しなければなりません。

第8条（営業報告義務）

AMは、借主に対し営業および業務処理の状況に関しての報告、または直近期の決算報告書（個人の場合は、納税証明書）の提出を求めることができるものとします。この場合、借主は、遅滞なく誠意をもって事実を正確に報告するものとします。またAMは、これにより知り得た事実について厳に秘密を守るものとします。ただし、売上に関する情報については、AMが開示することを出店者は予め承諾するものとします。

2. AMは、前項の営業および業務処理の報告により借主において本契約、本契約以外の契約、営業規則等に違反し、または営業上不当・不正の行為があると認めたときは、改善を求めることができ、借主は直ちにこれに従い、その結果について書面をもってAMに報告しなければなりません。

第9条（反社会的勢力と関係がないこと）

借主およびAMは、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実がないことを相互に表明保証します。

なお、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実には、次の各号に掲げる場合を含むものとします。

- （1）自己の関係者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者である。
なお、自己の関係者は、自己、その役員、自己の関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定義された意味を有する。以下、本条において同じ）、その役員を含むものとする。
- （2）暴力団等反社会的勢力が自己の関係者の経営を支配または経営に実質的に関与している。
- （3）自己の関係者が、自己の関係者もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、暴力団等反社会的勢力を利用している。
- （4）自己の関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持若しくは運営に協力若しくは関与している。
- （5）自己の関係者が暴力団等反社会的勢力と交流を持っている。
- （6）自己の関係者が市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済活動や社会の発展を妨げている。
- （7）自己の関係者または自己の従業員が、市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済活動や社会の発展を妨げる目的で、AMが管理する施設、作業場所、共用部分に暴力団等反社会的勢力を出入りさせている。
- （8）自己の関係者が貸金業法第24条第3項に定義される取立て制限者である。

2. 借主およびAMは、自己の関係者または第三者を利用して、次の各号に掲げる行為をしないことを相互に表明保証します。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- （5）その他本項各号に準ずる行為

第10条（損害賠償責任）

借主が故意または過失によって本場所を毀損したときまたはAM・第三者に何らかの損害を与えた場合は、借主はAMまたは第三者が被った損害を賠償しなければなりません。

2. 借主は、借主のAMに対する使用料等の支払など負担するその一切の債務の支払を遅滞したときは、その金額に対して年14％の割合による遅延損害金をAMに支払うものとします。

第11条（損害保険）

借主は、本契約の期間中借主の責任と負担において、第7条および前条のAMおよび第三者への賠償責任を担保するため、必要な損害保険契約を締結しかつ本契約の期間中これを継続しなければなりません。

2. 借主は、一時使用開始日までに前項に定める保険証券の写しをAMに提出しなければなりません。

第12条（契約の解除）

借主が次の各号の一に該当するときは、AMは何らの催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- （1）AMの指定する期日までに営業を開始しなかったとき
- （2）本場所を第1条に定める目的以外の目的で使用したとき
- （3）第3条に定める使用料等その他AMに支払うべき債務を1回でも遅滞したとき
- （4）第5条に違反したとき
- （5）第6条または第7条に違反したとき
- （6）第9条の表明保証に反していることが判明したとき
- （7）借主もしくはその使用人が、AMもしくは本SCの信用や名誉を失墜または毀損する行為をなし、または本SCの秩序を害する行為をなし、あるいはその他不信行為があったとき
- （8）借主が振出・引受・保証または裏書にかかる手形小切手を不渡りとし、その他支払を停止し、もしくは支払い不能の状態またはそれらに準じる信用不安を生じさせたとき
- （9）借主において他の者を扇動し、本SCの不利益を招来する等本契約の存続が適当ではないと認められる行為があったとき
- （10）借主の使用姿勢が第1条に定める目的に照らして不適当と認められる、またはAMおよび主務官庁その他関係機関からの是正要請に対し誠実に対応しないとき
- （11）借主がその使用について主務官庁から許可を受けられないとき、または許可の取消・停止の処分もしくはそれらに準じる指導・勧告を受けたとき
- （12）借主または借主の代表者が後見または保佐・補助開始の審判を受けたとき
- （13）借主または借主の代表者が禁固以上の刑に処せられたとき
- （14）借主が保全処分・強制執行・滞納処分・競売・破産・民事再生・会社更生等の申立をし、またはそれらに準じる信用不安を生じさせたとき
- （15）借主が廃業し、または解散（合併による解散を含む）したとき
- （16）借主が天災地変による不可抗力の場合を除き、その理由の如何を問わず本場所の使用を放置し、または1日でも無断休業したとき

- (17) 借主の倒産・紛争等理由の如何を問わず、借主または借主の代表者の所在が不明となり、正常な営業が行なわれず、または営業遂行の見込みがないと認められる事態が発生したとき
 - (18) 借主からAMに対して本契約を継続できない旨の申し出があったとき
 - (19) その他本契約および本契約に付随して締結した契約・合意書等の各条項に違反したとき
2. 前項により本契約が解除されたときは、借主は、AMに対し、損害賠償請求等名目の如何を問わず一切の請求をすることができません。
3. 借主が頭書（3）記載の使用料を支払い後、第1項によりAMから本契約を解除されたときは、本契約期間満了前であってもAMは当該使用料を借主に返還しないものとします。
4. 前項の金額を超えてAMに損害が生じた場合は、AMによる借主に対する損害賠償の請求を妨げません。

第13条（天災地変）

天災地変（大地震、大火災、大水害等の災害を含むがこれらに限られない）、疫病、感染症、その他AMの責めに帰することのできない事由により本契約を継続することが不可能または著しく困難となったとき、あるいは本契約を継続することが妥当でないとAMが判断するときには、民法第611条第1項（賃借物の一部滅失等による賃料の減額）の適用はなくAMは本契約を終了させることができます。この場合、借主はこれに何ら異議を申し立てないものとし、本契約の終了時期はAMの決定によるものとします。

2. 前項により本契約が終了したときは、AM及び借主は相手方に対し、解約により生ずる損害の賠償を請求することはできません。

第14条（契約終了に伴う処理）

借主は、本契約が終了したときは、すみやかに、借主の責任と負担において借主の所有物件などを撤去し本場所を原状に復した上、AMおよび借主立会いのもとにAMに明け渡さなければなりません。この場合において、借主の所有物件の全部または一部を撤去することが適当でないとAMが認めたときは、借主は、当該物件の所有権を放棄するものとします。

2. 借主が本場所の返還を遅延したときは、借主はAMに対して、1日につき1㎡あたり金1万円の割合による損害金を支払うものとします（面積の坪換算にあたっては、1㎡を0.3025坪として計算します）。なお、この金額を超えてAMに損害が発生した場合は、AMは借主に対して別途損害金を請求することがあります。

3. AMは、借主が第1項の明渡し後に残存する借主所有物件について所有権その他一切の権利を放棄したものとみなしたうえ、物件の移動、本場所の閉鎖および原状回復、その他必要な措置をとるとともに、これらに要した費用を借主に請求することができるものとします。

4. 借主は、AMに対して造作買取請求等名目形式の如何を問わず一切の請求をすることはできません。

第15条（その他）

本契約に定める費用等で借主が負担するものに課される消費税および地方消費税は、外税として借主が負担します。

第16条（法令遵守）

借主は、営業を行うに当たって関係する一切の法令を遵守するものとし、法令上必要な許認可および承認がある場合は、一時使用開始日までに全てを取得し、本契約が終了するまで有効に存続させるものとします。

第17条（管轄裁判所）

借主およびAMは、本契約について紛争が生じた場合、東京またはAMの本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。